

鉱山における粉じん規制制度のあり方の検討について

令和 2 年 1 0 月
鉱山・火薬類監理官付

1. 経緯及び検討の趣旨

- (1) 厚生労働省では、「トンネル建設工場の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会」報告書（令和 2 年 1 月 30 日）に基づき、労働安全衛生法の枠組みでトンネル掘削時の粉じん規制について強化する方向で見直しを進め、6 月に粉じん障害防止規則等を改正し、7 月には「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」を告示するとともに「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正し、それらの施行は一部を除き令和 3 年 4 月 1 日としている。
- (2) 一方、鉱山保安法で規制対象の鉱山は労働安全衛生法では適用除外とされている（同法第 115 条）ため、鉱山における労働者の危害防止については鉱山保安法が担保しており、これまで、労働安全衛生法と同水準もしくは労働安全衛生法を参考としつつも鉱山の保安の実情や経緯等に応じて適切な規制となるよう規定してきている。
- (3) このため、鉱山における粉じん濃度の実態等及び労働安全衛生法令により強化された粉じん規制の導入の状況を踏まえ、鉱山保安法令における粉じん規制あり方等について検討するため、学識経験者等から構成される「鉱山における粉じん対策研究会」を設置し、あるべき粉じん規制の方向性等の検討を行う。
- (4) なお、本検討結果を踏まえた制度見直しは、鉱山保安法第 52 条に基づき中央鉱山保安協議会の議に付すべき事項になることが想定されることから、令和 3 年に開催を見込んでいる当該協議会に制度改正案を付す見込みである。

2. 研究会委員

粉じんの管理及び対策等の専門家、並びに業界団体からの代表者

3. 検討事項

- (1) 労働安全衛生法令に基づき新たに強化された粉じん規制の導入を含めた鉱山保安法令における粉じん規制のあり方
鉱山での粉じん濃度の実態等を踏まえ、労働安全衛生法令に基づき新たに強化された粉じん規制について、鉱山保安法令における導入の必要性の検証等を行う。
そのうえで、鉱山保安法令における粉じん規制の見直しの方向性等の検討を行い、規制のあり方を提言する。
- (2) その他

4. 開催スケジュール

研究会の開催スケジュールは以下のとおりとするが、検討の進捗等によって変更が生じることもあり得る。

第1回（10月8日）労働安全衛生法令に基づく新たな粉じん規制の鉱山保安法令における導入の必要性の検討等

第2回（11月4日）鉱山の粉じん規制のあり方の検討

第3回（11月中旬）報告書案のとりまとめ

5. 運営等

- （1）本研究会に座長1名を置き、座長は議事を整理する。座長は、委員の互選により選出する。
- （2）本研究会は原則公開で行い、議事概要は後日公開する。ただし、特定の事業者に関連した事項その他座長が公開することが適当でないと認めた場合は、研究会及び関係資料について公開しないものとする。
- （3）本研究会の運営に関して必要な事項は、座長が経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付と協議のうえ定める。
- （4）本研究会の事務は、経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付において行う。

（以上）